

## 5. 栄養対策について

栄養対策については、東京栄養サミットを契機にした食環境づくりの推進、科学的根拠に基づく基準等の整備、管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実を大きな柱として、各種事業を推進していく。（資料：5-1）

### （1）東京栄養サミットを契機にした食環境づくりの推進について（資料：5-2～5-5）

「栄養サミット」は、英国の主導により開始した栄養改善に向けた国際的取組で、令和2年12月に開催予定であった「東京栄養サミット2020」は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大等を踏まえ、令和3年12月を目途に延期することが決定している。当省は我が国の栄養行政を中心的に担う省庁として、世界各国・各地域で栄養改善を推進していくための技術的な意見交換を目的としたテクニカルセッションの開催を主に担当する予定である。

これを契機とした栄養に関する国際貢献の本格展開に向けて、令和2年度は、低栄養や過栄養の栄養課題を抱える途上国等の栄養政策について調査・分析を行った。令和3年度には、栄養課題を有する各国が自力で栄養政策を立案・展開できるようにするための技術的支援を担う人材育成に向けて、必要な調査等を行う予定である。

また、今後、次期国民健康づくり運動に向けた議論が本格化していくことも見据えつつ、健康無関心層も含め自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けて、産学官等連携の在り方などについて検討するため、令和3年2月に検討会（「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」）を立ち上げた。各自治体における食環境づくりの更なる充実に向けて、ぜひ参考にしていただきたい。

### （2）科学的根拠に基づく基準等の整備について（資料：5-6～5-7）

国民健康・栄養調査について、令和2年度は、拡大調査として実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて中止としたところ。令和3年度は、健康日本21（第二次）の最終評価及び次期国民健康づくり運動プランの策定に向けて、健康・栄養状態の地域ごとの実態把握を行うため、10月から11月に拡大調査を実施する予定である。新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、初めての調査であり、国民の生活習慣の実態を把握する非常に重要な調査となるため、御協力願いたい。

また、国民健康・栄養調査結果については、従来からウェブサイトで情報提供を行ってきたところであるが、調査結果の詳細な分析・評価とともに、自治体の状況を分かりやすく掲載するなど、掲載情報の更なる充実化を図る予定である。一層の活用をお願いしたい。

このほか、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症と栄養状態・生活習慣の関連等に関する研究事業を複数行っており、これらの成果を活用しながら、「新たな日常」における適切な栄養・食生活の実践や推進に必要な方策を検討する予定である。

### (3) 管理栄養士等の養成・育成について（資料：5-8～5-9）

令和2年度の管理栄養士国家試験については、令和3年2月28日（日）に実施、3月26日（金）に合格発表を行う予定である。各都道府県におかれては、管内管理栄養士養成施設との調整の下、栄養士名簿登録に必要な手続を遅延なく行っていただくよう、御協力をお願いする。

なお、「デジタル・ガバメント実行計画」において、令和6年度を目途に国家資格等管理システム（仮称）を構築し、運用を開始することとされ、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室を中心に検討が進められている。管理栄養士・栄養士を含めた多くの国家資格等において当該システムを活用し、デジタル化を進めることを目指すこととなっている。今後の検討状況については、随時情報提供を行うため、御留意いただきたい。

また、特定の疾患別に特化した知識・技術を深めた管理栄養士を育成するため、公益社団法人日本栄養士会への委託事業である「管理栄養士専門分野別人材育成事業」を引き続き実施することとしている。令和3年度は、がん、慢性腎臓病（CKD）、摂食嚥下、在宅領域の専門管理栄養士の認定のシステムの検証・改善を行うとともに、新たな専門領域として令和元年度及び令和2年度に作成した、栄養ケア・マネジメントに関する実践プログラムについて、検証・改善等を行う予定である。

このほか、今後の高齢社会の更なる進展に向けて、調理師が、医療・介護施設のみならず飲食店等でも、対象者の嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理するために必要な知識や技術を修得できるよう、そのための研修を支援するものとして、公益社団法人調理技術技能センターへの補助事業を、令和3年度も引き続き実施する予定である。また、平成30年度から実施している、ハラルに対応できる知識や技術を普及するための研修についても引き続き実施する予定である。

### (4) 地域における栄養指導の充実について（資料：5-10～5-14）

栄養ケア活動支援整備事業については、増大する在宅療養者に対応するため、潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う民間団体の補助として、令和3年度予算案においても事業費を計上しており、地域において、民間団体と連携した活動への支援をお願いする。

健康的な生活習慣づくり重点化事業としての糖尿病予防戦略事業については、地域特性を踏まえた糖尿病予防対策の推進や、飲食店、食品関連企業等と連携した「健康な食事」の普及、配食事業者向けのガイドラインを踏まえた配食サービスの普及と利活用の推進に取り組む都道府県、保健所設置市、特別区を補助対象とし、令和3年度予算案においても事業費を計上している。地域においても健康無関心層を含めた疾病の発症予防の取組の推進が図られるよう、本事業を御活用いただきたい。なお、申請が多数あった場合には、事業内容を精査し予算額内で補助する予定である。

コロナ禍に伴う、「新しい生活様式」を踏まえた食生活改善の取組として、令和2年度の食生活改善普及運動では、「新しい生活様式」を踏まえた食生活改善の重要性の普及・啓発を行った。令和3年度の具体的な取組については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、改めて御案内することとなるが、これま

で同様、9月から実施することを予定している。また、高齢者のフレイル予防としては、老健局において開設している特設サイトや、健康局で作成した啓発用パンフレット等の普及・啓発を実施している。「経済財政運営と改革の基本方針2018」等では、地域高齢者等のフレイル対策に取り組むことが示されており、近日中に、啓発用パンフレットの利用状況等について照会するため、御協力願いたい。

非常時にも強靱な栄養・食生活の環境づくりに向けては、新型・再興感染症のほか、大規模災害への備えも極めて重要となる。こうした中、平成30年度及び平成31年度に実施した「地域保健総合推進事業」では、成果物として「大規模災害時の栄養・食生活活動ガイドライン」や関連のツールが作成された。各自治体においても、本ガイドライン等を活用し、災害時の栄養・食生活支援体制の構築と人材育成を一層推進していただきたい。このほか、厚生労働省では、令和元年度予算事業の一環として、各自治体向けの「大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター」とその手引きを作成し、当省ウェブサイトに掲載している。このシミュレーターは、各自治体の健康増進部門の管理栄養士等が防災部門の職員等と連携の上、活用いただくことを想定しており、その旨は手引きにも記載している。各自治体においては、このシミュレーターも活用しつつ、強靱なまちづくりに向けて健康増進部門と防災部門の緊密な連携を図っていただくようお願いする。

市町村における行政栄養士の配置については、地方交付税の算定基礎の対象となっている。健康づくりや栄養・食生活の改善に関する施策の推進に当たって、職位や業務年数に応じて求められる能力が発揮できる適切な配置に努めていただくなど、行政栄養士の計画的な確保・配置を引き続きお願いする。

#### **(5) 厚生労働大臣表彰（栄養関係功労者及び調理師関係功労者）について**

多年にわたり栄養改善に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる方及び特に他の模範と認められる優良な特定給食施設について、栄養関係功労者厚生労働大臣表彰を行っており、毎年春頃、各都道府県から候補者の推薦をお願いしている。また、多年にわたり調理師の資質向上や調理技術の発展に尽力し、その功績が特に顕著な方について、調理師関係功労者厚生労働大臣表彰を行っており、毎年春頃、各都道府県からの候補者の推薦をお願いしている。

いずれの厚生労働大臣表彰も、受賞者と受賞団体等をはじめとし、これらに携わる方々が、その後も引き続き活動を続けていく際の励みになるものと考えており、推薦するにふさわしい方（団体）がいる場合は推薦していただくようお願いする。

令和3年度の厚生労働大臣表彰について、例年と同様に実施する予定である。実施時期等の詳細については、別途お知らせする。